

「就労支援の事業の会計処理の基準」
の留意事項等の説明

平成18年11月13日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

目 次

1 .今回定められた「就労支援の事業の会計処理の基準」 1 の目的は何か。	1
2 .この会計処理基準を適用する事業は何か。 2	2
3 .18年10月以前から授産事業を実施している場合の 3 この会計処理基準の適用時期の考え方。	3
4 .法人の一部の事業が新たな事業体系へ移行し、一部は 4 旧法施設として経過措置となる場合の会計処理基準の適 用はどのようにすべきか。	4
5 .「就労支援の事業の会計処理の基準」の概要。 4	4
6 .一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合には、 6 具体的にどのような会計処理が必要となるのか。	6
7 .医療法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的 9 にどのような会計処理が必要となるのか。	9
8 .NPO 法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的 13 にどのような会計処理が必要となるのか。	13
9 .公益法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的 18 にどのような会計処理が必要となるのか。	18
10 .社会福祉法人の会計単位及び経理区分の考え方。 21	21
11 .自立支援給付に係る会計処理は、どのようにするのか。 22	22
12 .利用者賃金と利用者工賃との違いは何か。 24	24
13 .受注活動費とは何か。 24	24

14．内部外注加工費とは何か。 ……………	25
15．製造を行っている事業所においては、利用者は製造と 販売の両方に関わっている事が多く、製造原価と販売費 の按分が難しい。	25
16．「 引当金繰入」の引き当てができる対象とは何か。 ……………	26
17．雇用契約を締結した利用者については、職業指導員等 と同様に「退職金」、「退職給与引当金」及び「退職給与 引当金繰入」が必要ではないか。	26
18．「就労支援の事業の会計処理の基準」において新たに ……………	27
示された積立金について、平均工賃の意味と、積立額の 上限の考え方如何。	
19．これらの積立金が相互に流用できないのは何故か。 ……………	28
20．この2つの積立金以外には、積立金の計上はできない ……………	29
のか。	
21．積立金及び積立預金の積み立ては、いつの時点で積み ……………	30
立てるのか。	

1. 今回定められた「就労支援の事業の会計処理の基準」の目的は。

(答)

1. 平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行によりまして、

(1) 従来の授産事業及び福祉工場に代わって、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型といった就労支援事業が創設されたことから、新たな事業体系に合った会計基準が必要であったこと

(2) 就労支援事業が第2種社会福祉事業として位置づけられ、その結果として運営主体が緩和されたことから、社会福祉法人以外にも適用できる会計基準が必要であったこと

(3) 就労支援事業については、

指定基準において工賃の支払関係規定が整備されたこと

工賃倍増計画等により工賃の支払実績が公表されること

就労継続支援B型に目標工賃達成加算の措置が創設されたこと

などから、正確な工賃の計算が必要となったこと

から、従来の「授産施設会計基準」に代わる新たな会計基準を策定する必要性がありました。

2. 他方、「日払い方式」や「定率の利用者負担」の導入に伴いまして、各事業者等も、就労支援事業に係る収益・費用の的確な把握と、利用者への明確な財務情報の提供を行うことが必要とされてきました。

3. このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」の策定にあたりましては、社会福祉法人会計基準が変更されないことを踏まえ、新たな会計の基準を作成することによる混乱を極力回避することを念頭に、

授産施設会計基準を大きく変更しない

上記の要請に応えるための所要の追加・修正等を行う

こととしたところでありまして、「就労支援の事業の会計処理の基準」はいわば新たな事業体系における「授産施設会計基準」を基にした会計処理の方法を定めたものとなっているところです。

2. この会計処理基準を適用する事業は何か。

(答)

1. 18年10月の障害者自立支援法の施行により創設された就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の事業につきましては、従来の授産施設会計と同様、その事業の実施により得た収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないという、就労支援事業特有の会計処理が必要とされていたところです。

2. このため、この会計処理基準を適用すべき事業としては、多機能型事業所及び昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設を含め、
就労移行支援の事業
就労継続支援A型の事業
就労継続支援B型の事業
としているところです。

2. また、生活介護において生産活動を行う場合につきましても、「就労支援の事業の会計処理の基準」を適用することができることとしているところですが、生活介護において実施している生産活動は、

(1) 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」により、就労支援事業と同様の工賃支払が規定されているが、

(2) その規模や内容等から見て、必ずしも原価管理等を行う必要があるものばかりではなく（規模や内容等から見て、実効性が乏しい場合がある）社会福祉法人会計基準による会計経理だけでも適切な会計経理が可能な場合があるため、

生産活動の規模等から、事業者の判断によって「就労支援の事業の会計処理の基準」を適用することについては、これを妨げないこととしたものです。

3. なお、経過措置の授産施設についてですが、新たな事業体系へ移行した事業所又は施設と同様に、工賃倍増計画に基づいて工賃の公表等を実施することとしておりますので、製造原価等の管理を行う会計処理の下で工賃等の経理が行われることが望ましいため「就労支援の事業の会計処理の基準」の適用をお願いしているが、これにより難しい場合には、従来から採用している会計の基準によることとしても差し支えないこととしています。

3.1 8年10月以前から授産事業を実施している場合のこの会計処理基準の適用時期の考え方

(答)

1. 障害者自立支援法の施行前から授産事業を実施している法人については、授産施設会計基準など、一般に公正妥当と認められる会計の基準によって、会計経理が行われているものと承知しています。
2. 一方、会社更生、清算等の特殊な場合を除き、事業年度の途中から適用する会計基準を変更してはならないというのが、会計処理の大原則としての会計公準とされています。
3. したがって、今回の「就労支援の事業の会計処理の基準」の適用にあっては、既に授産事業を実施している法人については、移行の日の属する事業年度の翌事業年度から適用することとしたところです。
4. しかし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第1項第2号に規定する精神障害者授産施設については、その運営に要する経費の財源が補助金によって賄われてきたところで、新たな事業体系への移行後は自立支援給付によって賄われることとなり、その収益構造が大幅に変更となることから、新たに就労支援事業を開始する法人と同様に、移行の日以降は「就労支援の事業の会計処理の基準」によって会計経理を行っていただくこととしたものです。

4 .法人の一部の事業が新たな事業体系へ移行し、一部は旧法施設として経過措置となる場合の会計基準の適用はどのようにすべきか。

(答)

- 1 .「就労支援の事業の会計処理の基準」は、就労支援事業の会計処理の基準であることから、就労支援事業として新たな事業体系へ移行するかどうかによって、その適否を判定していただくこととなります。
- 2 .具体的には、授産事業又は福祉工場を行う事業所が、一部であっても就労支援事業として新たな事業体系へ移行されるのであれば、例え一部が経過措置であったとしても、その全てを「就労支援の事業の会計処理の基準」によって会計処理していただくこととなります。
- 3 .よって、授産事業又は福祉工場を行う事業所等以外の事業所等が、新たな事業体系へ移行し、授産事業又は福祉工場を行う事業所等が経過措置となる場合については、できる限り「就労支援の事業の会計処理の基準」によって会計処理していただきたいのですが、従前から採用している会計の基準によることとしても差し支えないとしています。
- 4 .なお、生産活動を実施している生活介護の事業所等のみが新たな事業体系へ移行し、授産事業又は福祉工場を行う事業所等が経過措置となる場合は、生産活動を実施している生活介護の事業を「就労支援の事業の会計処理の基準」によって会計処理することについては、その規模・内容等から適切にご判断いただくこととなりますが、授産事業又は福祉工場を行う事業所については、やはりできる限り「就労支援の事業の会計処理の基準」によって会計処理していただきたい。

5 .「就労支援の事業の会計処理の基準」の概要

(答)

「就労支援の事業の会計処理の基準」の概要（ポイント）は、次のとおりです。

- (1) 社会福祉法人は、就労支援事業を他の事業と別の経理区分を設けて、本基準に定めがあるものを除き、授産施設会計基準の「授産」を「就労支援」に改めること等により、会計処理を行う。
- (2) 社会福祉法人以外の法人は、就労支援事業を他の事業と区分し、「就労支援の事業の会計処理の基準」の考え方にに基づき、原則として、
 - ・ 資金収支計算書
 - ・ 事業活動収支計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）
 - ・ 貸借対照表を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行う。
- (3) 資金収支決算表、事業活動収支表に事業所等毎、事業毎の内訳表を作成して事業所等別かつ事業別の内容等を明示し、利用者等に内容が容易に把握できるよう、会計単位、経理区分及び事業区分を明確化。
- (4) 貸借対照表に、事業所等別かつ事業別の内訳表の作成を可能とする。
- (5) 正確な工賃を計算する必要から、授産事業支出明細表に代えて就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表を作成。
- (6) 費用・収益を的確に把握するため、共通経費の按分を導入（「介護保険に関する給付対象事業における会計の区分について」の通知を準用）。
- (7) ただし、社会福祉法人、公益法人等以外の法人については、採用することとされている会計の基準によって作成することを要請されている財務書類等が違っていることから、それぞれの会計の基準に合わせた財務書類等の作成で十分対応可能との判断から、本会計処理基準にいう計算書類のうち、資金収支計算書又は事業活動収支計算書、及び貸借対照表の作成、同様に資金収支内訳表又は事業活動収支内訳表、及び貸借対照表内訳表の作成を省略することができることとしている。
- (8) 将来にわたり安定的に工賃を支給し、又は安定的かつ円滑に就労支

援事業継続するため、一定の条件の下に、新たに工賃変動積立金、設備等整備積立金を導入。

6 . 一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

(答)

- 1 . 一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合にあっても、よるべき会計の基準としては、企業会計原則と認識しています。
- 2 . しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定障害福祉サービス基準」という。)において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことが定められているところです。
- 3 . このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、資金収支計算書、事業活動収支計算書(損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。)及び貸借対照表を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表についても作成することとし、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できることとしているところです。
- 4 . したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料(訓練等給付)に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
- 5 . なお、一般の民間法人が就労支援事業を実施する場合に作成する就労支援事業区分損益計算書の具体的な様式例を示せば次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業区分損益計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援 事業等 以外の事業	生活介護 事業	就労支援 事業
売 上 高				
合 計				
売 上 原 価				
売上総利益				
販売費及び一般管理費				
営 業 利 益				
営業外収益				
営業外費用				
経常利益				

- 6 . 上記の就労支援事業区分について、就労支援事業別損益内訳表を作成することになります。なお、就労支援事業別損益内訳表では就労支援事業のみが対象となりますので、売上高は就労支援事業収益、売上原価は就労支援事業販売原価となります。

【 様式例 】

就労支援事業別損益内訳表

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	計	A事業所					
			就労移行 支援		就労継続 支援 A型		就労継続 支援 B型	
			事業	事業	事業	事業	事業	事業
就労支援事業収益								
就労支援事業収益合計								
就労支援事業販売原価								
期首製品(商品)たな卸高								
当期就労支援事業製造原価及び								
当期製品(商品)仕入高								
合 計								
期末製品(商品)たな卸高								
差 引								
就労支援事業総利益								
販売費及び一般管理費								
就労支援事業利益								

7 . さらに、当期就労支援事業製造原価、販売費及び一般管理費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表を作成することになります。

7.医療法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

(答)

- 1.医療法人が就労支援事業を実施する場合にあっても、よるべき会計の基準としては、病院会計準則と認識しています。
- 2.しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定障害福祉サービス基準」という。)において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことが定められているところです。
- 3.このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、資金収支計算書、事業活動収支計算書(損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。)及び貸借対照表を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表についても作成することとし、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できることとしています。
- 4.したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料(訓練等給付)に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
- 5.なお、医療法人が就労支援事業を実施する場合に病院会計準則に基づき作成する就労支援事業区分損益計算書の具体的な様式例を示せば次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業区分損益計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援 事業等以 外の事業	生活介護 事業	就労支援 事業
【医業損益計算書】				
医業収益				
1 入院診療収益				
2 室料差額収益				
3 外来診療収益				
4 その他の医業収益				
訓練等給付費収益				
就労支援事業収益				
5 保険査定減				
医業収益合計				
医業費用				
1 給与費				
常勤職員給与				
医師給				
看護職員給				
医療技術員給				
事務員給				
技能労務員給				
支援相談員給				
非常勤職員給与				
退職給与引当金繰入				
法定福利費				
2 材料費				
医薬品費				
給食用材料費				
診療材料費				
医療消耗器具備品費				
3 経費				
福利厚生費				
旅費交通費				
職員被服費				
通信費				
消耗品費				

<p> 消耗器具備品費 車両費 会議費 光熱水費 修繕費 賃借料 保険料 交際費 諸会費 租税公課 徴収不能損失 雑費 4 委託費 委託費 5 研修費 研究材料費 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 6 減価償却費 建物減価償却費 建物附属設備減価償却費 構築物減価償却費 医療用器具備品減価償却費 車両船舶減価償却費 その他の器械備品減価償却費 その他の有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費 7 本部費 8 役員報酬 9 就労支援事業費 医業費用合計 医業利益 【経常損益計算】 医業外収益 受取利息配当金 有価証券売却益 患者外給食収益 その他の医業外収益 </p>				

医業外収益合計				
医業外費用				
支払利息				
有価証券売却損				
患者外給食用材料費				
診療費減免				
貸倒損失				
雑損失				
医業外費用合計				
経常利益				
【純損益計算】				
特別利益				
固定資産売却益				
補助金・負担金				
その他の特別損失				
特別利益合計				
特別損失				
固定資産売却損				
その他の特別損失合計				
特別損失合計				
税引前当期純利益				

6. 上記の就労支援事業収益及び就労支援事業費について、就労支援事業別損益内訳表を作成することになります。

【 様式例 】

就労支援事業別損益内訳表

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	計	A事業所						
			就労移行 支援		就労継続 支援 A型		就労継続 支援 B型		
			事業	事業	事業	事業	事業	事業	
就労支援事業収益									

就労支援事業収益合計								
就労支援事業費								
1 就労支援事業販売原価								
期首製品(商品)たな卸高								
当期就労支援事業製造原価及 び当期製品(商品)仕入高								
合 計								
期末製品(商品)たな卸高								
差 引								
2 販売費及び一般管理費								
就労支援事業費合計								
就労支援事業利益								

7. さらに、当期就労支援事業製造原価、販売費及び一般管理費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表を作成することになります。

8. NPO 法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

(答)

1. NPO 法人が就労支援事業を実施する場合にあっては、よるべき会計の基準の一つとしては、特定非営利法人の会計の手引き（内閣府国民生活局）が考えられます。

2. しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定障害福祉サービス基準」という。)において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことが定められています。

3 . このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、資金収支計算書、事業活動収支計算書（損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。）及び貸借対照表を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表についても作成することとし、採用している会計の基準に合わせてその一部を省略できることとしているところです。

4 . したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料（訓練等給付）に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。

5 . ここで、特定非営利法人の会計の手引きでは、NPO法人は一般的に財政規模が小さいものが多いと考えて、収支計算書と貸借対照表が示されており、収益性又は採算性を算出する仕組みの計算書は示されておりませんが、適切な原価計算等を実施するためには事業活動計算書（仮称）等の作成が必要となります。そこで、NPO法人が就労支援事業を実施する場合に作成する就労支援事業区分事業活動計算書（仮称）の具体的な様式例を示せば次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業区分事業活動計算書（仮称）

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援事業等以外の事業	生活介護事業	就労支援事業
事業活動収益				
受取入会金				
受取会費				

事業収益				
訓練等給付費収益				
就労支援事業収益				
・				
・				
受取補助金等				
受取負担金				
事業活動収益計				
事業活動費用				
事業費				
給料手当				
臨時雇用賃金				
退職金				
福利厚生費				
旅費交通費				
通信運搬費				
消耗什器備品費				
消耗品費				
修繕費				
印刷製本費				
燃料費				
光熱水料費				
賃借料				
保険料				
諸謝金				
租税公課				
支払負担金				
支払助成金				
支払寄付金				
委託費				
就労支援事業費				
雑費				
管理費				
役員報酬				
給料手当				
退職金				
福利厚生費				
会議費				
旅費交通費				

通信運搬費				
消耗什器備品費				
消耗品費				
修繕費				
印刷製本費				
燃料費				
光熱水料費				
賃借料				
保険料				
諸謝金				
租税公課				
支払負担金				
支払寄付金				
支払利息				
雑費				
減価償却費				
建物減価償却費				
車両運搬具減価償却費				
引当金繰入				
退職給与引当金繰入額				
事業活動費用計				
事業活動増減額				
事業活動外収益				
受取寄付金				
雑収入				
事業活動外収益計				
事業活動外支出				
支払利息				
雑費				
事業活動外費用計				
經常増減額				
經常外収益				
經常外収益計				
經常外費用				
固定資産売却損				
車両運搬具売却損				
經常外費用計				
經常外増減額				
当期活動増減額				

6. 上記の就労支援事業収益及び就労支援事業費用について、就労支援事業別事業活動内訳表（仮称）を作成することになります。

【 様式例 】

就労支援事業別事業活動内訳表（仮称）

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	計	A事業所					
			就労移行 支援		就労継続 支援 A型		就労継続 支援 B型	
			事業	事業	事業	事業	事業	事業
就労支援事業収益								
就労支援事業収益合計								
就労支援事業費								
1 就労支援事業販売原価								
期首製品(商品)たな卸高								
当期就労支援事業製造原価及								
び当期製品(商品)仕入高								
合 計								
期末製品(商品)たな卸高								
差 引								
2 販売費及び一般管理費								
就労支援事業費合計								
就労支援事業増減額								

7. さらに、当期就労支援事業製造原価、販売費及び一般管理費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表を作成することになります。

9 .公益法人が就労支援事業を実施する場合には、具体的にどのような会計処理が必要となるのか。

(答)

- 1 .公益法人が就労支援事業を実施する場合にあっても、よるべき会計の基準としては、公益法人会計基準と認識しています。
- 2 .しかしながら、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定障害福祉サービス基準」という。)において、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、それぞれの指定障害福祉サービス事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことが定められているところです。
- 3 .このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」においても、就労支援事業を他の事業と区分して経理することを要請するとともに、資金収支計算書、事業活動収支計算書(損益計算書、正味財産増減計算書等を含む。)及び貸借対照表を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理を行うとともに、就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表についても作成することとしています。
- 4 .したがって、具体的には、「指定障害福祉サービス基準」に基づく利用料(訓練等給付)に係る会計と「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく就労支援事業に係る会計を、他の事業と区分した一つのセグメントとして取り扱い、所要の計算書類等を作成することになります。
- 5 .なお、公益法人が就労支援事業を実施する場合に作成する就労支援事業区分正味財産増減計算書の具体的な様式例を示せば次のとおりです。

【 様式例 】

就労支援事業区分正味財産増減計算書

自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

	合計	就労支援事業等以外の事業	生活介護事業	就労支援事業
一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
.....				
受取入会金				
.....				
受取会費				
.....				
事業収益				
.....				
訓練等給付費収益				
就労支援事業収益				
受取補助金等				
.....				
経常収益計				
(2) 経常費用				
事業費				
.....				
就労支援事業費				
管理費				
.....				
経常費用計				
当期経常増減額				
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
.....				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
.....				

経常外費用計				
当期経常外増減額				
当期一般正味財産増減額				
一般正味財産期首残高				
一般正味財産期末残高				
指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
.				
当期指定正味財産増減額				
指定正味財産期首残高				
指定正味財産期末残高				
正味財産期末残高				

6. 上記の就労支援事業収益及び就労支援事業費について、就労支援事業別正味財産増減内訳表を作成することになります。

【 様式例 】

就労支援事業別正味財産増減内訳表

自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

	合計	計	A事業所					
			就労移行 支援		就労継続 支援 A型		就労継続 支援 B型	
			事業	事業	事業	事業	事業	事業
就労支援事業収益								
就労支援事業収益合計								
就労支援事業費								
1 就労支援事業販売原価								
期首製品(商品)たな卸高								
当期就労支援事業製造原価及 び当期製品(商品)仕入高								
合 計								
期末製品(商品)たな卸高								
差 引								
2 販売費及び一般管理費								
就労支援事業費合計								
就労支援事業増減額								

7．さらに、当期就労支援事業製造原価、販売費及び一般管理費については、「就労支援の事業の会計処理の基準」でお示ししている就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表を作成することになります。

10．社会福祉法人の会計単位及び経理区分の考え方。

(答)

- 1．会計単位及び経理区分については、就労支援事業のいずれかのみを実施する指定事業所又は指定障害者支援施設(以下「通常の事業所等」という。)と、多機能型事業所又は昼間実施サービスを複数行う指定障害者支援施設(以下「多機能型事業所等」という。)とに分けて、それぞれに会計単位及び経理区分を設定しています。
- 2．まず、通常の事業所等を運営する社会福祉法人については、実施する就労支援事業を1つの会計単位として、法人本部及び就労支援事業の2つの経理区分を設けて会計処理を行うこととしています。
- 3．次に、多機能型事業所等(生活介護において実施している生産活動について本基準により会計処理を行う場合を含む。)を運営する社会福祉法人については、その実施する就労支援事業等を1つの会計単位とし、本部及び各指定事業所等ごとを1つの経理区分とし、その経理区分の下に、各就労支援事業等ごとを1つの事業区分として会計処理を行うこととしています。
- 4．これは、各指定事業所等において提供するサービスごとの報酬の算定を容易かつ明確にするとともに、資金収支決算表及び事業活動収支表に指定事業所等ごと、実施する各就労支援事業等ごとの内訳表を作成することで、各指定事業所等ごとに、又は各就労支援事業等ごとに収益・費用の把握を容易かつ明確にすることにより、各事業者の経営

判断等に資するとともに、利用者等が開示された財務書類等からその内容が容易に把握できるようにしたものです。

11．自立支援給付に係る会計処理は、どのようにするのか。

(答)

- 1．「就労支援の事業の会計処理の基準」は、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の就労支援事業と、生活介護において生産活動を実施している場合であって本基準による会計経理を行う場合を対象に、その生産活動の実施により得た収入から、生産活動に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うための、就労支援事業特有の会計の処理の基準を定めたものです。
- 2．したがって、就労支援事業や生活介護に係る自立支援給付につきましては、従来の授産施設会計基準と同様に、資金収支にあつては「福祉事業活動による収支」、事業活動収支にあつては「福祉事業活動の部」において、会計経理を行うべきものです。
- 3．その際、自立支援給付に係る収入につきましては、その発生源となる制度が従来のものとは異なること、定率負担や特定費用についての利用者負担が存在することなどから、利用者の方々にもどのような制度に基づく請求又は負担であるのかを明示する意味からも、自立支援給付専用の勘定科目を設けて経理することが望ましいと考えます。
- 4．このため、「就労支援の事業の会計処理の基準」では、(別紙 1) 資金収支決算内訳表の「福祉事業活動による収支」、(別紙 2) 事業活動収支内訳表の「福祉事業活動の部」において、「(大区分) 自立支援費収入 (中区分) 介護給付費収入・訓練等給付費収入」と、これに対応する利用者負担分として「(大区分) 利用者負担金収入」を、勘定科目を一つの例として参考までに表示したところです。

5. しかしながら、関係各方面から、一つの例としての表示では良く分からない、自立支援の各給付と例示との関係が良く分からない、社会福祉法人会計基準の「事業収入」を活用して適宜な科目を設置するとしてもどの様にしたら良いか分からない、とのご指摘をいただいたところです。

6. このため、障害者自立支援法に規定する各給付と勘定科目との関係を整理しつつ、利用者負担との関係についても介護保険の会計基準等を参考としつつ事業収入として分かりやすく整理し、各法人によりまちまちの処理とならないよう、以下にお示しする勘定科目により、統一的に会計経理を行っていただくこととして、都道府県・政令市・中核市につきましても通知により周知することとしております。

7. なお、この自立支援給付に専用の勘定科目を設けて会計経理を行うことにつきましては、就労支援事業は行わない、社会福祉法人会計基準だけで経理処理を行う場合であっても同じですので、やはり以下にお示しする勘定科目により、統一的に会計経理を行っていただくこととなります。

【統一的な勘定科目】

障害者自立支援法に基づく給付費等収入に係る勘定科目の整理

大 区 分	中 区 分	小 区 分	科 目 の 説 明
自立支援費収入	介護給付費収入		介護給付費の代理受領分
	訓練等給付費収入		訓練等給付費の代理受領分
	特定障害者特別給付費収入		特定障害者特別給付費の代理受領分
	利用者負担金収入	利用者負担金収入	各給付費に係る利用者負担分
		特定費用等負担金収入	特定費用等の利用者負担分

8. また、仮に、代理受領をしない利用者がいた場合であって、給付費相当分（公費負担分）を利用者から受け取った時は、既に設置されている勘定科目のうち、「(大区分)利用料収入 (中区分)利用料収入」の勘定科目によって会計経理を行っていただくこととなります。

12．利用者賃金と利用者工賃との違いは何か。

(答)

- 1．「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」において、就労継続支援A型を実施する場合には、利用者と雇用契約を締結することとされており、雇用契約を締結した利用者には、賃金を支払うこととされています。
- 2．また、雇用契約を締結しない利用者に対しては、工賃を支払うこととされており、その際、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額」を工賃として支払うこととされており、利用者に対する賃金はこの「生産活動に係る事業に必要な経費」に含まれることとなります。
- 3．以上のように、利用者に対する賃金と工賃には、明確な違いが存在し、かつ、「就労支援の事業の会計処理の基準」においては重要な経費であって、職業指導員等に対する給与とは区分して把握する必要があることから、それぞれ「利用者賃金」、「利用者工賃」として経費科目を設けることとしたものです。

13．受注活動費とは何か。

(答)

- 1．受注活動費とは、発注を受ける等の注文を取るために行われる活動に要する経費を経理するための勘定科目であって、本基準にお示ししている様式には、製造原価に参入すべきものと販売費に参入すべきものを計上しているところです。
- 2．製造原価に参入すべき受注活動費とは、製造所で受けた特定の製造品の注文に係る経費や、特定の製造品の注文内容の確認等に要する

経費など、特定の製造品に転嫁すべき経費が想定されます。

3. 販売費に参入される受注活動費とは、それ以外の、いわゆる一般的な受注に係る経費となります。

14. 内部外注加工費とは何か。

(答)

1. 内部外注加工費とは、製造工程の中で外注加工に発注する際、自己の法人の外部の業者に発注するのではなく、同一法人内の他の会計に外注加工を発注した際の、外注加工費をいいます。
2. 具体的には、就労支援事業を複数実施している法人において、他の経理区分である他の事業所等、他の事業区分である他の就労支援事業へ外注加工を依頼した場合に、これを単なる経費として処理するのではなく、法人内部といえども加工の発注・受注として経理することとなるのです。
3. これにより、より正確な発注・受注量及び業務量を把握することができ、正確な製造原価の管理等を行うことができるのです。

15. 製造を行っている事業所においては、利用者は製造と販売の両方に関わっていることが多く、製造原価と販売費との按分が難しい。

(答)

1. 合理的かつ効率的な事業運営と、適切な会計処理を行うためには、如何なる会計の基準による会計処理であっても、直接経費、間接経費及び共通経費については、それぞれ正確に認識されなければならないものです。

2. したがって、製造と販売の両方に関わる利用者に対する賃金・工賃についても、直接経費である「製造原価」と間接経費である「販売費」として、合理的な基準によって正確に測定されなければなりません。

16. 「 引当金繰入」の引き当てができる対象とは何か。

(答)

1. 引当金とは、一般的に、
将来の費用又は損失に備えるためのものであって、
その費用又は損失の発生が、当該事業年度以前の事象に起因し、
その費用又は損失の発生の可能性が高く、
その費用又は損失の金額を合理的に見積もることのできる場合
に限り、当該事業年度の負担に属する部分を「 引当金繰入」として費用計上することとされている。
2. また、当該「 引当金繰入」を、就労支援事業製造原価、販売費、
その他の事業費又は一般管理費のどこで経理すべきものかについては、
その費用又は損失が、どの項目で発生することになるのかによって、
項目毎に区分して経理する必要がある。

17. 雇用契約を締結した利用者については、職業指導員等と同様に、「退職金」、「退職給与引当金」及び「退職給与引当金繰入」が必要ではないか。

(答)

1. 「就労支援の事業の会計処理の基準」の就労支援事業製造原価明細表等でお示ししている勘定科目については、その全てを網羅しているものではなく、就労支援事業の全てについて会計経理に必要な標準的な勘定科目をお示ししているだけです。

2. したがって、就労移行支援では想定できないが、就労継続支援A型では必要となるような勘定科目などについては、その法人の実情を反映し、勘定科目を適宜追加して会計経理を行っていただきたい。

18. 「就労支援の事業の会計処理の基準」において新たに示された積立金について、平均工賃の意味と、積立額の上限の考え方如何。

(答)

1. 今回お示した「工賃変動積立金」と「設備等整備積立金」を積み立てる場合の「過去3年間の平均工賃」については、それぞれの事業において利用者に支払った工賃の年間総額の過去3年間の平均値としています。

2. また、それぞれの積立金の各年度の積立額の上限としては、就労支援事業に要請されている「利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するための工賃水準の向上」に資するため、あまり多額にならないように配慮しつつ、それぞれの積立金が、将来にわたり工賃を安定的な支給、又は安定的かつ円滑な就労支援事業の継続を目的としていることから、ある程度の柔軟性・弾力性を考慮し、

- ・工賃変動積立金については、工賃の年間総額の過去3年間の平均値の10%以内
- ・設備等整備積立金については、当該年度の就労支援事業による収入の10%以内

としたところです。

3. 一方、それぞれの積立金の上限額については、

- (1) 工賃変動積立金については、積立時と取り崩し時では、利用者が変わっている可能性が高いことから、各年度の積立上限額の5年分
- (2) 設備等整備積立金については、事業開始時において自己資金 1/4

と国庫補助 3/4 によって設備等を取得しており、自己資金文については減価償却により、内部留保が存在するものの、国庫補助相当分は何らの手当がないことから、取得価格の 3/4 をそれぞれ上限としているものである。

19. これらの積立金が相互に流用できないのは何故か。

(答)

1. 就労支援事業については、授産施設会計基準当時から、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するための工賃水準の向上に資するために行われている事業であって、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととされていることから、原則として剰余金は発生せず、事業活動収支計算書における「事業活動収支差額」は、年度末における未払金等の経過的に発生するものを除き、生じないこととされているところです。
2. しかしながら、就労支援事業においては、工賃水準の保障や安定的かつ円滑な事業の継続のためには、一定の条件の下での特定の目的のための積立金は必要であることから、特定の目的を定めた積立金（目的積立金）について認めることとしているものです（授産事業についても同じ。）。
3. 一方、あらゆる会計の基準においては、民間企業の未処分利益とは異なり、引当金、準備金及び目的積立金など、特定の目的のために行われる内部留保については、恣意的会計・粉飾会計の排除の観点から目的外の使用を厳に禁止するという会計公準としての大原則に従い、繰入・積立の基準を厳に設け、目的外の使用を許さないこととしているところであり、また、社会福祉事業が公益性の極めて高い事業であることも考慮し、「就労支援の事業の会計処理の基準」についても、積

立の基準を厳に設け、目的外への費消を前提とした流用を許さないこととしているところです。

- 4．ただし、各月の利用料収入（給付費収入）の受取時期が、請求及びその審査等に一定の時間を要し、事業の実施時期から見て2ヶ月以上遅延する場合が想定され、今後の事業の実施に重大な影響があることから、積立金の一部を、費消を前提としない一時繰替使用については、認めることとしたところです。

20．この2つの積立金以外には、積立金の計上はできないのか。

（ 答 ）

- 1．社会福祉法人については、「就労支援の事業の会計処理の基準」において、特段の定めがあるものを除き、授産施設会計基準の「授産」を「就労支援」に改めることとして会計処理を行うこととしていることから、授産施設会計基準第35条に規定するとおり、将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき、積立金を計上することができます。
- 2．しかしながら、就労支援事業については、授産事業と同様に、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するための工賃水準の向上に資するために行われている事業であって、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととされていることから、積立金の目的が、このような事業の性格・目的に適うものでなければならないことが前提であって、民間企業のような未処分利益を計上することはできないところです。
- 3．また、同条第4項に規定する「目的以外の理由で取り崩す場合」についても、その目的以外の理由が、就労支援事業の性格・目的に適う

内容でなければならず、かつ、当該積立金の額をもって当たらなければ対応できない状況の時に限られると解されます。

21．積立金及び積立預金の積み立ては、いつの時点で積み立てるのか。

(答)

- 1．就労支援事業を実施する各法人は、各種の法令によって、事業年度の終了の日からいつまでに決算を行う必要があるかを規定されているところであり、その時までには、理事会等によって積立金の積立が議決されることです。
- 2．しかしながら、理事会等の議決に基づいて積み立てられる積立金及び積立預金は、決算を行った当該事業年度のものであり、当該事業年度の最終日に積み立てられたことと取り扱われることとなります。
- 3．なお、積立預金は、資金収支計算書上、積立預金支出として計上されることとなります。この場合の積立預金支出についての予算措置についてですが、積立金の金額は事業年度の終了の日以後に理事会等の議決にて決定され、当該積立金に対応して設定されるのが積立預金です。したがって、積立金の決定後、積立預金の予算措置がなされることとなります。具体的には、積立金の議決がなされる理事会等で、同時に補正予算等の議決がなされることになるでしょう。